

熊本市屋外広告物条例の一部改正について

熊本市屋外広告物条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市屋外広告物条例の一部を改正する条例

熊本市屋外広告物条例（平成7年条例第73号）の一部を次のように改正する。

第18条中「又は」を「若しくは」に、「広告物設置者等」という。）を「広告物の表示者等」という。）又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者（以下「広告物の所有者等」という。）に改め、「補修」の次に「、除却」を加える。

第19条第3項中「合格した者」の次に「（以下「屋外広告士」という。）」を加える。

第20条の次に次の1条を加える。

（点検）

第20条の2 広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、屋外広告士その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 広告物の所有者等は、第13条第3項の規定による許可の期間の更新の申請を行う場合は、規則で定めるところにより、前項の点検の結果を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された点検の結果において当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等に劣化若しくは損傷の異常があり、かつ、当該異常について改善が図られていないと認めるときは、当該異常の改善のための修繕等が

速やかに実施されることを確認できる書類の提出を求め、提出がない場合は、許可の期間の更新をしないものとする。

- 4 前項の規定により提出された修繕等が実施されることを確認できる書類に基づき許可の期間の更新を受けた者は、規則で定めるところにより、当該修繕等の完了を市長に報告しなければならない。

第 2 2 条第 3 号中「次条第 1 項」を「次条第 2 項」に改める。

第 2 3 条第 1 項及び第 2 項中「当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者」を「これらに係る広告物の表示者等」に、「その他の」を「その他」に改め、同条第 3 項中「当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者」を「当該広告物の表示者等」に改める。

第 3 0 条（見出しを含む。）及び第 3 3 条中「広告物設置者等」を「広告物の表示者等」に改める。

第 4 3 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 屋外広告士

第 5 0 条第 1 項中「広告物設置者等」を「広告物の表示者等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 1 9 条第 3 項、第 2 2 条第 3 号及び第 4 3 条第 1 項第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第 2 0 条の 2 第 2 項から第 4 項までの規定は、新条例第 1 3 条第 3 項の規定による更新であって令和 2 年 1 月 1 日以後の許可の期間の更新について適用し、同日前の許可の期間の更新については、なお従前の例による。

（提出理由）

屋外広告物を良好な状態に保持するための所有者等の点検義務等を定めることにより、屋外広告物の安全性確保の徹底を図る等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。